

プレスリリース【2024 年 12 月 17 日】

地域型保育事業所における給付費の不正受給と行政処分の実施について

市内の地域型保育事業所において、当該施設の職員が請求に関する書類を実態とは異なる内容で作成し、地域型保育給付費を不正に受給していたことが判明した。

子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第 52 条第 1 項に基づき、「確認の効力の一部停止（新規利用者の受入停止）9 箇月」の行政処分を実施するとともに、法第 12 条第 2 項に基づく加算金を含めた額を返還するよう求めた。

なお、当該施設を運営する法人は、返還額全額の返還に応じる意向を示している。

1 法人概要

- (1) 法人名：特定非営利活動法人 創造の森
- (2) 所在地：那須塩原市高林 328 番地 2
- (3) 代表者：代表理事 玉野 宏
- (4) 対象施設：小規模保育事業 A 型 創造の森（那須塩原市高林 326 番地）

2 不正受給の内容

- (1) 不正受給の内容
 - ① 保育の提供実績がない児童と認識していたにも関わらず、児童明細書に記載し地域型保育給付費を請求し、受領した。
 - ② 土曜保育の実施実態がないため、減算調整要件にも関わらず、減算調整を行わずに地域型保育給付費を請求し、受領した
- (2) 不正受給の期間及び返還額
 - ・期 間：平成 31 年 4 月から令和 6 年 3 月まで
 - ・返還額：23,226,980 円（加算金含む）

3 行政処分

- (1) 処分の内容：確認の効力の一部停止（新規利用者の受入停止） 9 箇月
- (2) 処分年月日：令和 6 年 12 月 17 日
- (3) 効力の停止期間：令和 7 年 1 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日まで

4 再発防止策

本件を踏まえ、市内全施設に対して本事案に関する通知を送付し、不正受給による返還事例が出たことについて注意喚起等を行う。

また、各施設に対し実施している指導監査・立入調査の際には、請求内容と保育の提供実態の確認を重点的に行う。

■市ホームページ

URL：<https://www.city.nasushiobara.tochigi.jp/soshikikarasagasu/hoikuka/kosodate/1/20996.html>

公開開始日：12 月 17 日（火） 15 時

■本件に関するお問い合わせ先

団体名（所属）：子ども未来部保育課

TEL：0287-46-5535